

食品安全委員会第 403 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 10 月 13 日（木） 13：59～14：55

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物及び農薬

アゾキシストロビン

（厚生労働省からの説明）

・農薬 23 品目（⑪～⑳はポジティブリスト制度関連）

（㉒及び㉓は飼料中の残留農薬基準関連）

①アセキノシル

②アミスルブロム

③アメトクトラジン

④イソキサベン

⑤イソピラザム

⑥イブフェンカルバゾン

⑦シフルメトフェン

⑧チアクロプリド

⑨フェンブコナゾール

⑩ミルベメクチン

⑪アクリナトリン

⑫エポキシコナゾール

⑬セトキシジム

⑭アシベンゾラルー S－メチル

⑮ジクロホップメチル

⑯トリフロキシスルフロン

⑰トリベヌロンメチル

⑱ピクロラム

⑲フェノキサプロップエチル

⑳ブタフェナシル

㉑フルオメツロン

（厚生労働省からの説明）

㉒アトラジン

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

②③アルジカルブ

(農林水産省からの説明)

- ・遺伝子組換え食品等

低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②(バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全委員会の9月の運営について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、
新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「アゾキシストロビン」の食品安全基本法第24条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料1-3 「アセキノシル」、「アミスルブロム」、「アメトクトラジン」、「イソキサベン」、「イソピラザム」、「イプフェンカルバゾン」、「シフルメトフェン」、「チアクロプリド」、「フェンブコナゾール」、「ミルベメクチン」、「アクリナトリン」、「エボキシコナゾール」、「セトキシジム」、「アシベンゾラルーS-メチル」、「ジクロホップメチル」、「トリフロキシスルフロロン」、「トリベヌロ

ンメチル」、「ピクロラム」、「フェノキサプロップエチル」、「ブタフェナシル」、「フルオメツロン」、「アトラジン」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 1－4 「アトラジン」及び「アルジカルブ」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 1－5 「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統（食品）」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 1－6 「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統（飼料）」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2 プリオン専門調査会における審議結果について（我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド））

資料 3 食品安全委員会の 9 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 403 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 403 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 本日の資料は 8 点ございます。

資料 1－1 といたしまして「食品健康影響評価について」。

それから、その関連資料といたしまして、資料の 1－2 から 1－6 まで 5 点ございます。

それから、資料 2 といたしまして「プリオン専門調査会における審議結果について」。

それから、資料 3 といたしまして「食品安全委員会の 9 月の運営について」でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいですか。

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1－1 にありますとおり、厚生労働省から 10 月 4 日付で添加物及び農薬 1 品目、10 月 6 日付で農薬 22 品目、10 月 11 日付で遺伝子組換え食品等 1 品目について、また農林水産大臣から 10 月 11 日付で農薬 2 品目及び遺伝子組換え食品等 1 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、添加物及び農薬 1 品目について、森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料 1－2 をお願いいたします。「アゾキシストロビン」という化合物の食品添加物の指定、それから添加物としての規格基準の設定、それから食品中の農薬としての残留基準の設定につきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、次のページから物の概要が書いてございますけれども、今回の経緯でございますが、農林水産省のほうから、我が国で登録されている農薬でございますけれども、適用拡大申請、それから事業者から添加物の新規指定申請が 9 月にあったということで、今回評価をお願いするものでございます。

物質の概要ですが、名称は「アゾキシストロビン」で、農薬としては殺菌剤、それから添加物では海外で防かび剤、ポストハーベットの用途で使用されているものでございますが、日本では添加物に該当するというので、添加物の指定を今回進めるための評価をお願いするものでございます。

作用機構としてはストロビルリン系の殺菌剤でございまして、日本での登録は小麦、稲、うり科の作物等にありますが、今回こんにゃくへの適用拡大申請が我が国であったというもの。それから、主として米国でございまして、かんきつ類へのポストハーベットの使用をしたいということでございます。

JMPR では ADI が評価されておまして、0.2 mg/kg 体重/日という評価結果で、国際基準もバナナ、とうもろこし、畜産物等がございます。諸外国でも既に適用がある農薬でございます。

この食品安全委員会で過去に 3 回評価いただいております、ADI が 0.18 mg/kg 体重/日という評価結果になっているものでございます。

物の概要としては以上でございます。

なお、過去にいただきました評価結果につきましては、いずれもすべて告示を終了しております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、平成 22 年 5 月 20 日付の食品安全委員会決定「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に従いまして農薬専門調査会において審議することとし、その際に、添加物専門調査会の専門委員のうちの適当な委員に調査会に御出席いただくことといたします。

続きまして、農薬 23 品目につきまして、森口課長及び池田課長から説明をお願いいたします。

まず、森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料の 1－3 をお願いいたします。

今回、私どものほうからの説明は 22 剤でございますけれども、ここにありますものにつきまして、食品中の残留農薬基準の設定を進めたい、またはポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを行いたいということで御評価をお願いするものでございます。

資料を 1 枚めくっていただきまして、1 剤目が「アセキノシル」でございます。本剤は、適用拡大申請と、それからインポートトレランス申請があったということで評価をお願いするものでございます。

本剤はナフトキノン系の殺ダニ剤でございます。日本での現在の登録はかんきつとかりんご等でございますが、今回、きくの葉、食用ぎくの葉に適用したいというものでございます。JMPR の評価はなく、国際基準もなし、それから諸外国では米国、カナダ、EU で使われておりますけれども、インポートトレランス申請として EU からホップへの適用をしたいということで申請があったものでございます。過去に 2 回評価をいただいております。ADI は 0.022 mg/kg 体重/day という評価結果になっております。なお、過去の 2 回の評価につきましては、既に残留農薬基準の設定は終了しております。

次、2 剤目、「アミスルブロム」でございます。本剤も日本での適用拡大申請があったことから評価をお願いするものでございます。

本剤もスルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤でございます、日本での適用はトマト、てんさい、キャベツ等でございますが、今回かなり種類が多いんですけれども、稲、かぶ、カリフラワー、たまねぎ、ねぎ、かぼちゃ、すいか、しょうが、いちじくへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もなし、EU ではぶどう等に基準があるというものでございます。既に2回評価をお願いしておりまして、ADI は 0.1 mg/kg 体重/day という評価結果をいただいております。2回の評価結果につきましては、いずれも官報告示まで終了しております。

3 剤目が「アメトクトラジン」でございますけれども、これは新規の農薬登録申請を我が国で行うということに伴う評価でございます。

ピリミジラミン系の殺菌剤でございます、今回の新規登録は、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうというものでございます。JMPR の評価なく国際基準もなし、外国では EU でトマト、ぶどう等に基準があるというものでございます。新規登録でございますので、食品安全委員会での評価は初めてというものになります。

次の「イソキサベン」でございますが、これは IT 申請があったというものでございます。

除草剤でございます、日本での登録はない。JMPR の評価もなく国際基準もなし、諸外国で、米国、EU で基準がありますが、米国基準のナッツ類、ぶどう等に基準を設けてほしいということに要請があったものでございます。食品安全委員会での評価は初めてというものになります。

5 剤目が「イソピラザム」でございます。これもインポートトレランス申請があったことから評価をお願いするものでございます。

これは光学活性体のミックスチャーでございますが、殺菌剤として使われるものでございます。日本での登録は現在なし、JMPR の評価もなし、国際基準もなし。EU とニュージーランドで基準がございます、EU の小麦、大麦等、後はライ麦とか、その他の穀類について基準を設けてほしいという要請があったものでございまして、食品安全委員会での評価は初めてというものになります。

6 剤目が「イプフェンカルバゾン」でございます。これは農薬取締法に基づく新規登録申請があったことから評価をお願いするものでございます。

トリアゾリノン系の除草剤でございます、今回、水稻への新規登録申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価、国際基準、諸外国いずれもなしというもので、食品安全委員会での評価が今回初めてというものになるものでございます。

7 剤目が「シフルメトフェン」でございます。本剤は、適用拡大申請があったことから評価をお願いするものでございまして、ベンゾイルアセトニトリル系の殺ダニ剤でございます。日本で既に

登録がございまして、かんきつ、なし等に登録、適用がございしますが、今回やまのいも、食用ぎく、ピーマン、とうがん、モロヘイヤ、びわ、ぶどう、みょうがへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の評価はなし、国際基準も諸外国でも基準がないというものでございます。

2回食品安全委員会で評価をお願いしておりまして、ADI が 0.092 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいております。これにつきましても、既に2回目も官報告示まで終了しております。

8 剤目が「チアクロプリド」でございます。本剤は、適用拡大申請、それから暫定基準の見直しというものでございます。

ネオニコチノイド系の殺虫剤で、日本での登録は稲、きゅうり、りんご、もも等でございますが、今回こまつなへの適用拡大申請が国内であったというものです。JMPR の評価は ADI が 0.01 mg/kg 体重/day、国際基準も小麦、きゅうり等にある。それから、諸外国でもこのような5つの国、地域に基準がございします。

先ほど暫定基準の見直しと申しましたが、本剤につきましては、暫定基準の見直しについては、去年の 11 月付で評価を依頼しておりまして、現在こちらのほうで評価中でございます。ですので、まだその評価結果を待っている間に適用拡大申請もあって、追加で評価をあわせていただくというものでございます。

9 剤目が「フェンブコナゾール」でございます。本剤は適用拡大申請があったことから評価をお願いするものでございます。

トリアゾール系の殺菌剤でございまして、日本での登録はりんご、なし等でございますが、今回だいず、たまねぎへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の評価は ADI が 0.03 mg/kg 体重/day、国際基準はきゅうり、メロン等にございます。それから、米国等で基準があるものでございます。食品安全委員会で3回評価をいただいております。ADI が 0.03 mg/kg 体重/day という評価結果をいただいております。これについては、2回までは告示まで終わっていましたが、3回目が今年の4月に評価結果をいただきまして、7月に薬事・食品衛生審議会の部会には諮ってパブコメも終わったところなんです。今現在、消費者庁協議ということで、告示改正の手続が順調に進んでいるというところですが、まだ官報まで行っておりません。

10 剤目が「ミルベメクチン」でございます。本剤は、適用拡大申請とインポートトレランス申請によることから評価をお願いするものでございまして、構造式にありますように、メチル基のあるなしで、右のほうですが、2種類のミックスチャーということでございます。マクロライド骨格を有する殺虫剤でございまして、日本の適用はりんご、なす等でございますが、今回さといも、せり科葉菜類、きゅうり、食用へちま、うめ、いちじくへの適用拡大申請があったというものでござ

います。また、インポートトレランス申請としては、外国では EU、オーストラリア、ニュージーランドで適用がございましたが、EU からホップ、それからニュージーランドからアボガドについて残留基準を設けてほしいという要請があったものでございます。JMPR の評価はなし、国際基準もなし。食品安全委員会では1回評価をいただいております、ADI が 0.03 mg/kg 体重/day という評価結果をいただいております。これについても既に官報告示まで、前回のものについては終わっております。

次、11 剤目、「アクリナトリン」でございます。本剤は適用拡大申請とポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しということになります。

合成ピレストroid系の殺虫剤でございます、日本の適用はなしといちじく、今回りんごへの適用拡大をしたいということで要請がございまして、併せて暫定基準の見直しを行うものです。JMPR の評価、国際基準なし、EU でとうもろこし、仁果類に基準があるというものでございます。

12 剤目が「エポキシコナゾール」でございます。これもインポートトレランス申請と暫定基準の見直しでございます。

トリアゾール系の殺菌剤でございます、日本での登録はなし。インポートトレランス申請としては、EU の小麦、大麦等、それからブラジルのダイズ等について基準を設けてほしいという要請がございました。米国、EU、オーストラリアで基準があるという品目でございます。

13 剤目、「セトキシジム」でございます。農林水産省から魚介類への残留基準を設定してほしいという要請がございまして、併せて暫定基準の見直しを行うものでございます。

シクロヘキサジオン系の除草剤でございます、日本での登録はてんさい、ばれいしょ等ですが、魚介類に残留する、移行するということで基準を設けてほしいということでございます。JMPR の評価なし、国際基準なし、米国等では基準があるという品目でございます。

14 剤目、「アシベンゾラル-S-メチル」でございます。以下は全部ポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しですので、過去に評価していただいたことはありません。

この物はベンゾチアジゾール系の植物活性剤ということで、植物を元気にすることで耐性を示すというような作用機構ということでされています。日本での登録はなし、JMPR の毒性評価はなし、国際基準もなし。諸外国では米国等で基準があるというものでございます。

15 剤目、「ジクロホップメチル」でございます。本剤は除草剤で、生合成阻害剤でございます。日本での登録はなし、JMPR の評価なし、国際基準なし、米国等で基準があるという品目でございます。

16 剤目、「トリフロキシスルフロン」でございます。スルフォニルウレア系の除草剤でござい

まして、これも日本では登録はない。JMPR の毒性評価なし、国際基準はなし。これは米国だけしかちょっと見つかりませんでした、さとうきび、かんきつ類等に基準があるという品目でございます。

17 剤目が「トリベヌロンメチル」でございます。これもスルフォニルウレア系の除草剤でございます、日本での登録はなし、JMPR の毒性評価なし、国際基準はなし。米国とカナダでは基準があるという品目でございます。

18 剤目が「ピクロラム」でございます。除草剤でございますが、日本での登録はなし、JMPR の毒性評価なし、国際基準なし。米国等でこれらの基準があるというものでございます。

19 剤目が「フェノキサプロップエチル」でございます。本剤は、アリルオキシフェノキシプロピオナート系の除草剤で、構造式にありますように光学異性体で片方だけのものになってございます。日本では登録はございません。JMPR の毒性評価なし、国際基準なし。諸外国、これらの5つの国・地域で基準があるというものでございます。

「ブタフェナシル」でございます。これも除草剤でございますが、日本での登録はなし、JMPR の毒性評価はなく国際基準もなし。諸外国では米国に綿実、畜産物で基準があるというものでございます。

21 剤目、「フルオメツロン」でございます。本剤、除草剤でございますが、日本での登録はなし、JMPR の毒性評価なし、国際基準なし。米国とオーストラリアで基準があるというものでございます。

22 剤目が、この資料の最後ですけれども「アトラジン」でございます。クロロトリアジン系の除草剤でございます。日本でこれは登録がございまして、とうもろこし、はとむぎ等の除草剤ということで適用がございます。JMPR で ADI が 0.02 mg/kg 体重/day という評価がされております。国際基準はありませんが、米国等で基準があるというものでございます。

最後のページですが、別添2のほうで、評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリストでございます。既に評価結果が出ているものが5剤、それから、今評価中のチアクロプリドとあわせて6剤について、今回追加データのあるなしを整理させていただいていますけれども、安全性データがついているのはミルベメクチンのみという形になってございます。

資料については以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

続きまして、池田課長、説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田です。よろしくお願いいたしますします。

私どもの関係は、資料１－４をごらんいただきたいと思います。

ただ今厚生労働省から説明がありました 23 品目のうちの１つの、２の評価物質の概要のところの（１）の「アトラジン」、それともう一つ、（２）の「アルジカルブ」、この２つの農薬と殺虫剤につきまして食品健康影響評価をお願いすることになりました。

「アトラジン」でございますが、これにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に際しまして暫定的に残留基準を設定をしたということで、これは「アルジカルブ」も一緒ですが、今回評価に必要な資料が整いましたので評価をお願いするというものです。剤につきましては、今御説明がありましたので省略をさせていただきます。

それから、２番目の「アルジカルブ」でございますが、これにつきましては、抗コリンエステラーゼ作用を持っておりますカーバメート系の殺虫剤ということでございまして、本年の７月 21 日でございますが、厚生労働省からの依頼に基づく評価につきましては終了をしているということでございます。

私からは以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

○野村委員 ちょっと教えていただきたいんですが、「アセキノシル」、これは一番最初の剤ですね。それから、ちょっと何番目が分からないんですが「ミルベメクチン」のところで、「アセキノシル」ですと、例えばきくで葉と書いてありますね。それから、「ミルベメクチン」ではきゅうりのところで花・葉と書いてあるんですが、これはどういうことを意味すると読めばいいんでしょうか。

○森口基準審査課長 一応、多分余りなじみがないんですが、きゅうりの葉とか花というのは食用のイメージがないんですが、これについて農薬申請の適用があるんだと思います。

○野村委員 これは、私の素人の目で見ると、きゅうりがなったらもう使っちゃだめとか、花が咲

いたら使っちゃだめという、食用に供する部分があるときには使えないというような使い方になるんですか。

○森口基準審査課長 すみません。ちょっとそこまで調べておりませんので、後日連絡させていただくことでよろしいでしょうか。

○野村委員 よろしくをお願いします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、ただ今ご説明いただいたもののうち、農薬「アセキノシル」、「アミスルブロム」、「シフルメトフェン」、「フェンブコナゾール」及び「ミルベメクチン」の5品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当委員の廣瀬さんから、本品目に関し、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、資料1－3の一番最後のページ、別添2にございますように、まず「アセキノシル」、「アミスルブロム」、「シフルメトフェン」及び「フェンブコナゾール」の4品目につきましては、作物残留試験のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

それから、「ミルベメクチン」の1品目につきましては、作物残留試験、代謝物の遺伝毒性試験、家畜代謝試験及び植物代謝試験等の結果が追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明によりますと、「アセキノシル」、「アミス

ルブロム」、「シフルメトフェン」及び「フェンブコナゾール」の4品目につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会における調査審議を経ることなく、委員会において評価対象を評価することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 また、「ミルベメクチン」につきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められるということですので、専門調査会において調査審議させるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、「アセキノシル」、「アミスルブロム」、「シフルメトフェン」及び「フェンブコナゾール」の農薬4品目につきましては、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、「ミルベメクチン」及び残り18品目、計19品目につきましては農薬専門調査会において審議することといたします。

続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について、森口課長及び池田課長から説明をお願いいたします。

まず森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料の1－5をお願いいたします。

今回、低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統の、この組換えダイズにつきまして安全性審査の要請があったことから、食品安全委員会での食品健康影響評価をお願いするものでございます。

2. の評価依頼品種の概要でございますが、本品目は、オレイン酸の含有量を高め、飽和脂肪酸の含有量を抑えるために *FAD2-1A* 遺伝子断片、それから *FATB1-A* 遺伝子断片を導入したものでございます。これらの遺伝子断片の供与体はダイズであり、それぞれオレイン酸からリノール酸への合成を触媒する $\Delta 12$ -デサチュラーゼをコードする *FAD2-1A* 遺伝子の一部、それからパルミトイルアシルキアリアタンパク質チオエステラーゼをコードする *FATB1-A* の遺伝子の一部でございます。これらの遺伝子断片の導入によりまして、ジーンサイレンシングを誘導し、その結果、オレイン酸

の生成促進及びリノール酸への生合成が抑制されることにより、オレイン酸の含有量が高まり、同時に飽和脂肪酸であるパルミチン酸、ステアリン酸が減少するという効果を出しているものでございます。

また、選抜マーカーとして *Agrobacterium* sp. CP4 株由来の改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されております。この遺伝子によって生産されるタンパク質は、グリホサートの影響を受けず、本剤の存在下でも活性を示すため、芳香族アミノ酸の合成が可能となり、植物にグリホサートに対する耐性が付与されるものでございます。

利用目的及び利用方法については、従来のダイズと相違ございません。

諸外国における申請状況につきましては、この表のとおりでございますが、欧州では昨年2月に申請されています。それから、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダでは既に確認が終了しているという品種でございます。

私からの説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして池田課長、説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 私どもからの説明でございますが、イベントの概要につきましては、ただ今厚生労働省のほうからも御説明があったとおりでございます。

このダイズの使用方法、飼料としての利用方法ですが、これは通常の遺伝子組換えでないダイズと変わりございません。主に油を搾った後のかすを家畜の飼料として用いるということが一般的に行われているということでございます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森口課長、池田課長、どうもありがとうございました。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の熊谷さんから説明をお願いいたします。

○熊谷委員 要約に沿って概略を御説明します。食品安全委員会におきましては、自ら評価としまして、我が国に輸入される牛肉、牛内臓に係る食品健康影響評価を実施してきているところであります。

これまで評価手法、それからオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8カ国の評価結果につきまして、2010年2月25日に食品安全委員会で決定し、厚生労働省、農林水産省に通知をしたところであります。今回は、バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランドの3カ国について評価を行いました。

評価に当たりましては、まず1番目としましては生体牛のリスク。これは侵入リスクと国内安定性の評価から推定される経時的リスクであります。それから、2番目としまして食肉等のリスク。これはと畜対象、と畜処理の各プロセスを通じたリスクに関しまして、科学的知見に基づいて時間経過によるリスクの変動も考慮して総合的に評価を実施しました。

その結果、まずバヌアツにつきましては、国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると評価されました。

それから、アルゼンチンにつきましては、国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられました。

それから、ニュージーランドにつきましては、国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と評価されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられました。

詳細につきましては事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 2 に基づいて補足の御説明をいたします。

資料 2 は、今、熊谷先生から御説明いただいたように、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）というもので、プリオン評価書案でございます。

6 ページをお願いいたします。まず、ローマ数字Ⅰ. の背景のところには、本件が食品安全委員会が自ら評価を行うことを決定した案件であることなどが記載されております。

次の 7 ページでございます。ローマ数字のⅡ の評価対象及び情報の収集方法、それからⅢ のリスク評価手法でございますが、既に 2010 年 2 月にオーストラリア等 8 カ国に関する評価結果を示しておりまして、リスク評価手法等につきましては、既に評価結果を示しました 8 カ国と同じということでございまして、その具体的内容については、この資料の 46 ページから別添 1 という形で、その関係を添付しております。

また戻っていただきまして、7 ページにローマ数字Ⅳといたしまして食品健康影響評価となっております。

1. 各国の評価にございますように、今回、バヌアツ、アルゼンチン及びニュージーランドにつきまして評価結果をとりまとめたということで、8 ページから国別の評価となっております。

まず（1）としてバヌアツでございます。最初の①の生体牛というところで、a. の侵入リスクにつきまして、回答書によりますと、バヌアツは 1986 年から 2007 年の BSE リスク国からの生体牛の輸入はないとされておりまして、貿易統計にも記録はないということでありました。

次の肉骨粉につきましても、1986 年から 2007 年の BSE リスク国からの肉骨粉の輸入はないということで、貿易統計にも記録はないということでございます。そのため、この 8 ページの下の方にございますように、暴露要因となった可能性のある生体牛、肉骨粉及び動物性油脂はないという判断でございます。

10 ページをお願いいたします。侵入リスクのレベルの評価というところでございますが、こちらの表にございますように、生体牛、肉骨粉ともに 1986 年以降「無視できる」と考えられております。全体の侵入リスクにつきましても「無視できる」と考えられております。

b. の国内安定性では、2002 年に反すう動物に由来する動物性たん白質を含む飼料を反すう動物に給与することが禁止されているということでございます。

その次の 11 ページになりますけれども、SRM の一部につきましては、豚及び家きん用の飼料と

して利用されておりますが、その際のレンダリングの条件につきましては、2002 年より 133 ℃／20 分／3 気圧の処理が義務づけられたということでございます。これらを踏まえまして、11 ページの下の方にあります国内安定性の評価としては、1986 年から 2002 年の期間が「暴露・増幅する可能性が中程度」、2003 年から 2007 年は「可能性が低い」と考えられております。

12 ページから c. としてサーベイランスによる検証等がございます。直近 7 年間のサーベイランス結果につきまして、OIE で利用されているポイント制、こちらに基づいて試算しましたところ、95%の信頼性で成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしていないという推定がなされております。

13 ページ、②の食肉及び内臓の a. の SRM 除去というところでございますが、と畜場で SRM は除去されておりまして、SRM による汚染の防止措置も講じられているということでございます。

14 ページ、b. といたしまして、と畜処理の各プロセスという項目がございますが、と畜前検査で異常行動や歩行異常が見られた牛はすべて隔離されるということで、ピッシングなども行われていないということであります。

これらを踏まえまして、14 ページの下の方の d. にございますように、食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価としては、リスク低減効果は「非常に大きい」と考えられております。

16 ページに、③まとめがございます。侵入リスクと国内安定性の評価結果から、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられております。そして、食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」という評価でありまして、結論につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

18 ページから (2) としてアルゼンチンについて整理されております。

まず、①の生体牛でございます。a. の侵入リスクについては、回答書によりますと、アルゼンチンは 1990 年に英国からの生体牛等の輸入を禁止するなどの措置を講じたということでありまして、1986 年以降の BSE リスク国からの輸入生体牛の数値につきましては、貿易統計も含めてこちらに記載されております。

次の肉骨粉につきましても、1990 年に英国からの輸入を禁止するなどの措置が講じられているということでありまして、1998 年より前の輸入に関して、回答書から情報は得られていないということでございます。

19 ページ、こちらの半ばから、輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価という項目がございます。輸入生体牛に関しましては、実際の行方が分かっていない牛も存在することなどから、BSE リスク国から輸入されたすべての輸入牛をリスクの対象として検討したと

いうことであります。肉骨粉に関しましては、回答書で情報が得られなかった 1986 から 1997 年については、貿易統計のデータでも輸入実績はなく、暴露要因となった可能性のある肉骨粉はないと考えられております。

これらを踏まえまして、21 ページ、侵入リスクのレベルの評価というところでございますが、表にございますように、生体牛、肉骨粉とも 1986 年以降無視できるということで、全体の侵入リスクも無視できると考えられております。

次の b. の国内安定性につきましては、飼料規制というところですが、1995 年に牛及び羊由来の肉骨粉の反すう動物への給与を禁止して、1996 年には反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与も禁止されるなど、措置が講じられたということでもあります。

22 ページの半ばから SRM の利用実態というところがございます。2003 年の通達によりまして、SRM は飼料への利用は禁止されたということでもあります。

23 ページになりますけれども、国内安定性の評価としましては、1986 年から 1995 年は「暴露・増幅する可能性が中程度」、1996 年から 2002 年は「可能性が低い」、2003 年から 2007 年は「可能性が非常に低い」と考えられております。

24 ページから、c. といたしましてサーベイランスによる検証等がございます。こちら、25 ページになりますが、先ほどと同様に直近 7 年間のサーベイランス結果について試算が行われておりまして、95%の信頼性で成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしているという推定がなされております。

26 ページから②として食肉及び内臓という項目がございます。最初の a. の SRM 除去につきましては、と畜場で SRM の除去が行われており、SRM による汚染の防止措置も講じられているということでもあります。

b. のと畜処理の各プロセス、26 ページの下の方でございますが、こちらでは、と畜前検査で病気の疑いのある牛などにつきましては、と畜ラインから除かれているということもございます。

27 ページになりますが、ピッシングなども行われていないということでもあります。

これらを踏まえまして、27 ページの下の方の食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価では、リスク低減効果は「非常に大きい」と考えられております。

29 ページに③まとめがございます。侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、過去に国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられております。また、食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」という評価でございます。結論につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

31 ページから（３）としてニュージーランドについてでございます。

最初の①の生体牛の a. の侵入リスクでは、回答書によりますと、ニュージーランドは 1988 年に英国からの生体牛などの輸入を禁止したということでございます。1986 年から 2007 年の BSE リスク国からの輸入生体牛の数について、貿易統計も含めて記載されております。

肉骨粉に関しまして、回答書の内容と貿易統計について記載されております。

31 ページの下の方から、輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価でございますが、詳細な説明が得られていないということで、BSE リスク国からのすべての輸入牛をリスクの対象として検討したということでございます。

記載は、32 ページになりますが、輸入肉骨粉に関してはオーストラリアからの輸入のみとなっており、リスク国からの輸入はなかったと考えられたということでございます。

33 ページから侵入リスクのレベルの評価でございます。生体牛、肉骨粉ともに 1986 年から 2007 年において無視できると考えられまして、全体の侵入リスクも無視できると考えられております。

b. の国内安定性について、飼料規制に関しては、1996 年に反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与の自発的な禁止が行われておりまして、2000 年には法的に禁止されたということでございます。

34 ページに移りまして、SRM の利用実態でございます。回答書によりますと、BSE 未発生国のため、SRM の定義はないとされておりまして、EFSA のワーキンググループの 2005 年の報告書では、SRM はレンダリング処理され、非反すう動物用飼料として利用又は輸出されるという記載があったということでございます。

35 ページに「その他」という項目がございます。回答書では、ニュージーランドは TSE の発生がない国と認められているとの記載がございました。なお書きといたしまして、2009 年に非定型スクレイピー／Nor98 が一例報告されており、その関係の記載がございます。

国内安定性の評価といたしましては、1986 年から 2000 年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2001 年から 2006 年は「可能性が中程度」、2007 年は「可能性が低い」と考えられております。

36 ページから、c. といたしましてサーベイランスによる検証等という項目がございます。こちらについても、37 ページの上の方になりますが、直近 7 年間のサーベイランス結果について、95%の信頼性で成牛群の有病率を 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしているという推定がなされております。

38 ページから、②食肉及び内臓という項目があります。

最初の a. の SRM 除去については、SRM 除去が行われて、SRM による汚染の防止措置が講じられ

ているということが記載されております。

b. のと畜処理の各プロセスでは、と畜前検査によって病気もしくは人の食用に適さない状態であることが確認された動物は隔離されるということ、それから、その下には、ピッシングなども行われていないということが記載されております。

39 ページの下の方になりますが、d. の食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価でございますが、評価を行いました結果、リスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と考えられております。

41 ページから、③としてまとめがございます。侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられております。サーベイランスについても記載しておりまして、そして、食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と評価されております。結論につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

43 ページに、2. その他、全体のその他ということになりますが、(1)として「機械的回収肉等のリスクについて」という項目がございます。今回評価を行った3カ国につきましては、アルゼンチンとニュージーランドでは機械的回収肉の製造が行われているということでございますが、アルゼンチンでは家畜衛生条件で消化管などを除くことが定められているということ、ニュージーランドにつきましては、日本への輸出実績がないとされているということでございます。機械的回収肉等のリスクに関する考え方については、以前の評価と同様でございまして、後ろに別添2として該当部分がついております。

本件につきましては、本日の委員会終了後、11月11日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

ちょっとこの資料の5ページを見ていただきますと、この3カ国のトータルの総合的なまとめが書いてあるのですが、バヌアツとアルゼンチンは低減効果は「非常に大きい」と1点なんです、ニュージーランドだけが「非常に大きい～大きい」という、ちょっとランクが下がっているように思うのですが、そのポイントは何でしょうか。

○坂本評価課長 40 ページと、比較するためにもう一つ、どことどこを比較するといいかという

ことはあるのですが、便宜的に 28 ページと 40 ページを見ていただきますと、SRM 除去の実施状況等という、表の上の方になりますが、その判定のところが、ニュージーランドにつきましては、SRM を各国の規定等に基づき除去しているということで、括弧書きでせき柱・回腸遠位部は輸入時のリスク管理措置というところで、措置が違っているということがございます。そういうところと理解しております。

○小泉委員長 それによって少し規制が、安全性が少し緩くなっているということですね。

○坂本評価課長 判断のプロセスの中で、そういうところが出たということと理解しております。

○小泉委員長 何かほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全委員会の 9 月の運営について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の 9 月の運営について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 3 に基づきまして御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催でございますが、9 月 1 日開催の委員会におきましては、まず、遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして評価結果をリスク管理機関に通知しております。

それから、9 月 8 日開催の委員会におきましては、冒頭、山岡内閣府特命担当大臣と後藤内閣府副大臣からごあいさつをいただきました。次に、農薬 1 品目、動物用医薬品 1 品目につきまして専門調査会における審議結果の報告がありました。続いて、農薬 4 品目、動物用医薬品 1 品目につきまして評価結果をリスク管理機関に通知しております。それから、8 月 1 日から 26 日収集分の食品安全関係情報について事務局から報告がありました。

それから、9 月 15 日開催の委員会におきましては、まず平成 23 年度緊急時対応訓練計画（案）について、案のとおり決定されております。それから、平成 23 年度 5 月、6 月分の食品安全モニターからの報告について事務局から報告、さらに食品安全委員会の 8 月の運営について事務局から

報告がありました。さらに、事務局からメールマガジン読者が1万人に達したことの報告がありました。

9月22日開催の委員会におきましては、8月27日～9月9日収集分の食品安全関係情報につきまして事務局から報告がありました。

それから、9月29日開催の委員会におきましては、農薬14品目につきまして、食品健康影響評価の要請があり、リスク管理機関から説明がありました。続いて、農薬1品目につきまして審議結果についての報告がありました。さらに、平成22年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について、案のとおり決定されました。それから、食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について事務局から説明があり、案のとおり改正することを決定いたしております。

以上が食品安全委員会の運営状況についてでございます。

続きまして、専門調査会の運営でございますが、まず緊急時対応専門調査会が9月2日に開催されております。それから、添加物専門調査会が9月27日に開催されております。

3ページにまいりまして、農薬専門調査会でございますが、評価第四部会が9月5日、それから幹事会が9月13日、評価第三部会が9月28日に開催されております。

次に、動物用医薬品専門調査会が9月28日に、それからかび毒・自然毒等専門調査会が9月16日に、それから遺伝子組換え食品等専門調査会が9月30日に開催されております。

続きまして、意見交換会の開催等でございますが、9月16日に長崎県におきまして食品のリスクを考えるワークショップ、それから、27日に愛知県におきまして食品のリスクを考えるサイエンスカフェが開催されております。

それから、最後に講師等の派遣でございますが、熊谷委員長代理が、9月22日に開催されました社団法人全国はっ酵乳乳酸菌飲料協会の平成23年度第1回食品衛生セミナーに講師として参加しております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) その他

○小泉委員長 それでは、ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週 10 月 20 日木曜日、14 時からの開催を予定しております。

また、本日 16 時から「プリオン専門調査会」が公開で、明日 14 日金曜日、14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして第 403 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

ありがとうございました。